

初めて評価を担当される方へ（前編）

—2018 年改訂版—

関 隆宏¹

大学評価コンソーシアムが開催する大学評価・IR 担当者集会では、大学評価の実務経験がほとんどない初心者を対象に「評価初心者セッション」を実施しています。本解説はその内容のうち、講義編で扱う、大学評価に関する基礎知識、自己評価書を作成する際に求められる着眼点・発想法・留意点を中心に簡潔に解説したものです。このうち、情報誌「大学評価と IR」第 8 号に掲載された前編について、3 巡目の認証評価の内容を踏まえた改訂版をお届けします。

キーワード：大学評価、評価担当者、認証評価、目標・計画に基づく評価、自己評価書

目次

（前編）（*印は情報誌「大学評価と IR」第 8 号を改訂した節）

はじめに

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得

1. 1. 大学評価とは

1. 2. 評価担当者とは

1. 3. 評価業務に当たって意識すべき事項

1. 4. 実際の取組を点検・評価するための考え方

1. 5. 内部質保証とは

2. 認証評価の概要

* 2. 1. 認証評価とは

2. 2. 認証評価の特徴

* 2. 3. 大学機関別認証評価を行う認証評価機関及び各機関の評価基準

* 2. 4. 大学機関別認証評価のスケジュール

* 2. 5. 3 巡目の認証評価

（後編）（情報誌「大学評価と IR」第 9 号に掲載）

3. 目標・計画に基づく評価の概要

3. 1. 目標・計画に基づく評価とは

3. 2. 認証評価と目標・計画に基づく評価の違い

3. 3. 国立大学法人評価の概略

4. 自己評価書作成に当たってのチェックポイント

5. 評価をより良く行い、改善に活かすために

5. 1. 評価業務のガイドライン

5. 2. IR（インスティテューショナル・リサーチ）

5. 3. IE（インスティテューショナル・エフェクティブネス）

おわりに

¹ 新潟大学 経営戦略本部評価センター 准教授 メール：tseki@adm.niigata-u.ac.jp

はじめに

みなさんは「大学評価」という言葉を聞いて何をイメージするでしょうか。大学評価に直接関わる業務に従事したことがなければ、教職員を含めた大学関係者であっても、「評価」という言葉の印象から、大学に優劣をつけたり、大学をランキングしたりすることをイメージするかもしれません。

初めて大学評価を担当する教職員（大学評価担当者）は、大学評価に関して特別な興味関心がある人を除けば、実際の大学評価業務をこなしながら大学評価に関する知識や技術を身につけるのが一般的でしょう。大学評価担当者になると、大学における教育、研究、社会貢献、管理運営等の広範囲の情報を扱い、第三者を納得させ、社会的説明責任を果たしうる大学名義の書類を作成するなど、複雑かつ高度な業務を即戦力として遂行することが求められます。

このようなことから、大学評価担当の初心者にとっては、目の前の業務を処理することがまず優先され、大学評価の根底にある考え方を分からないまま大学評価の実務に当たる状況が起りがちです。この問題に対して、大学評価担当初心者の「実務」や「即戦力」というニーズを踏まえると、大学評価の勘所を手軽に理解できる自学自習用テキストの存在は有用であると考えられます。そこで、大学評価業務の意味や意義を理解することを目的に、「評価とは何か」という基本的な観点について、大学評価担当者として押さえておくべき大学評価の基本的な知識や考え方を簡潔に解説するテキストの作成を試みました。

本解説は、大学評価コンソーシアムが開催する大学評価・IR 担当者集会において、大学評価の実務経験がほとんどない初心者を対象とする「評価初心者セッション」の講義編のテキストを意図して作成したものです。この基盤となっているのは、2008～2009 年度九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト「大学マネジメント人材育成プログラム構築のための実践的調査研究（研究代表者：小湊卓夫）」とその成果である「SD セミナー—現場と計画評価をつなぐ」（2009 年 9 月九州大学にて実施）から始まり、大学評価担当者集会における研修実施に至るまで、九州大学の関口正司先生をはじめ、九州大学大学評価情報室（当時）の室員の方々による研究と実践です。ここに厚く御礼申し上げます。

本解説の作成に当たり、大学評価担当者集会（当時）の第二分科会や評価初心者セッションを担当し研修用資料を作成された、九州大学の小湊卓夫先生、鳥取大学の野賢一先生、神戸大学の土橋慶章先生、神戸大学の長崎英助氏、立命館大学の藤原将人氏はもとより、茨城大学の寫田敏行先生、山形大学の浅野茂先生、九州大学の藤井都百先生、山形大学の藤原宏司先生、明治大学の山本幸一氏をはじめとする大学評価コンソーシアムの幹事や運営協力者の方々から、全体の構成から記載内容の詳細まで多くの提案や指導をいただいたことに厚く御礼申し上げます。また、平成 24 年度科学研究費補助金（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）「IR マインドを涵養する評価人材の育成プログラムの構築に関する研究」（課題番号：24530988、研究代表者：寫田敏行）、平成 27 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（B）「大学の評価・IR 機能の高度化のための実践知の収集・分析とその活用に関する研究」（課題番号：15H03469、研究代表者：寫田敏行）も使用しました。

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得

1. 1. 大学評価とは

実際に行われている大学に関係する様々な「評価」として、例えば、学生による授業評価、研究プロジェクト等の開発評価、教職員の人事評価、大学あるいは学部等の組織が自ら行う評価、設置認可や認証評価等の外部者による評価、世間からの評判等を挙げることができます。これらの評価について、誰が何のために評価し、その結果をどのように活用するかという問題を考えることが重要です。

大学に関わる評価は図1に示すように、各大学が行う大学の自己点検・評価（①層）、学外の第三者組織による評価や政府機関による評価（②層）、その他のマスメディアや企業、高校関係者等の利害関係者による評価（③層）に大別されます。

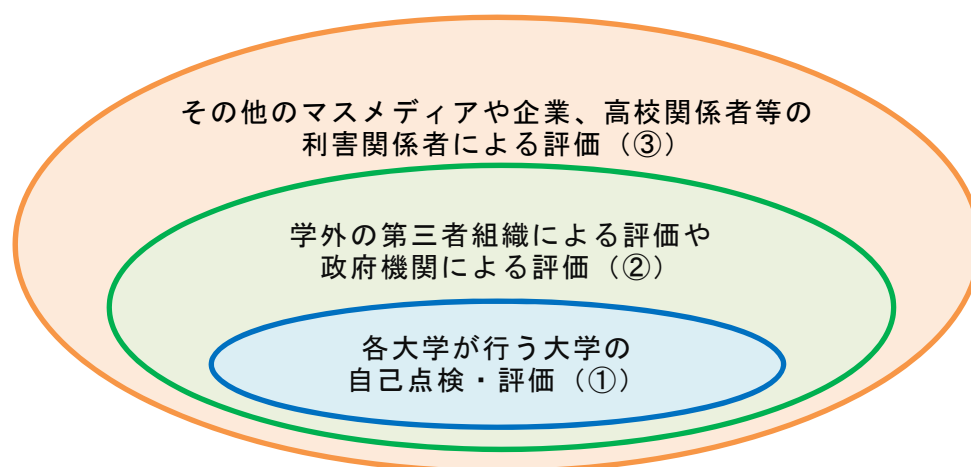


図1 大学に関わる評価の基本的な構造

（出典：新野・藤原（2010）92 ページ（図1）を基に筆者作成）

本解説では、大学が主体となって行われる大学自身を対象とする評価を扱います。上述の例では、大学あるいは学部等の組織が自ら行う評価や、認証評価等の外部者による評価が該当し、図1では①層と②層が該当します。これらの評価は、主に、(a)大学の教育研究活動等の目的や特徴、成果を示し、社会に説明する「説明責任」、(b)大学における諸活動の現状理解を通じて、問題点や課題を明らかにし、大学の質の保証ならびにその維持・向上を図る「改善」、の2つの目的に基づいて行われており、大学自らが掲げる理念・目的を達成するために重要な役割を果たします。以下、本解説で「大学評価」といったら、特記しない限りこの意味で用います。

大学評価の中核にあるのは、図1に示すように、大学（あるいは学部等）自らが組織として行う諸活動について評価（現状把握・分析）し、その結果をもって教育研究等の課題を改善するために行う「自己点検・評価」です（①層）。学外の公認された第三者組織による評価や政府機関による主な評価として、現在、日本では、表1に示す認証評価機関による機関別認証評価（2. 1. 参照）、政府機関による国立大学法人評価（3. 3. 参照）があります（②層）。機関別認証評価にしても国立大学法人評価にしても、「自己点検・評価」

を基にして実施されることから、各大学には、様々な評価活動のなかでも、まず、各大学の教育研究の改善のために、自己点検・評価活動を行うことが期待されているといえます。

表 1 機関別認証評価と国立大学法人評価の概要

評価制度	機関別認証評価	国立大学法人評価
基礎となる法律	学校教育法	国立大学法人法
評価の対象	全ての大学、短期大学、高等専門学校	国立大学法人、大学共同利用機関法人
評価の目的	教育研究活動等の、①質の保証、②質の改善・向上、③社会的説明責任	①中期目標期間における諸活動の質の向上、②次期中期目標・中期計画への反映、③国費の投入に対する説明責任
評価の内容	認証評価機関が定める評価基準に基づき、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況	中期目標、中期計画及び年度計画に対する教育研究活動や経営面等を含めた総合的な達成状況
実施時期	7年以内ごと	各年度終了時、4年目終了時及び中期目標期間（6年）終了時

(出典：関 (2011) 78 ページ (表 4-7) を基に筆者作成)

なお、各大学や認証評価機関が①層や②層の評価結果を社会に公表し、利害関係者がそれを利用することにより、③層の評価が行われることが期待されていますが、現状ではほとんどそのようなことは行われておらず、大学や評価機関と利害関係者の双方の溝を埋めることが課題になっています。

大学評価のうち自己点検・評価は、大学が組織である以上、大学制度が始まった時から各大学において何らかの形で行われてきたと考えられますが、「制度としての大学評価」が始まったのは、日本では 1990 年代に入ってからのことです。(ちなみに、世界の趨勢からすると日本は遅れて大学評価制度が導入されています。)大学評価制度導入の経緯を表 2 に示します。

表 2 大学評価制度導入の経緯

事項	概要
大学設置基準の大綱化 (1991 年)	「事前規制方式」の緩和と引き換えに、「自己点検・評価」の努力義務化
大学設置基準の改正 (1999 年)	自己点検・評価の実施と公表の義務化、自己点検・評価の外部者による検証の努力義務化
認証評価制度、国立大学法人評価制度の開始 (2004 年)	大学の自己点検・評価に基づく第三者による評価の義務化

(出典：関 (2011) 70 ページ (表 4-1) を基に筆者作成)

新制大学制度発足後、授業科目及びその単位数から施設・設備に至るまで詳細に規定された大学設置基準が制定され、これに基づいて大学の新設や学部・学科の新設の際に設置審査が行われる体制（「事前規制方式」と呼ばれます）が続いてきました。1991年の大学設置基準の改正（「大綱化」と呼ばれます）では、事前規制の一部を緩和する代わりに、自己点検・評価により大学自身が教育研究の質を保証するという大転換が行われました。その後短期間のうちに「自己点検・評価の努力義務化」から「自己点検・評価の実施と公表の義務化及び外部者による検証の努力義務化」、さらに「自己点検・評価に基づく第三者による評価の義務化」へと義務内容が強化されています。特に、第三者による評価として、2004年に認証評価制度と国立大学法人評価制度が開始されました。

1991年の自己点検・評価の努力義務化を受けて、各大学では自己点検・評価報告書を作成・公表してきました。しかし、現状の分析・点検は行われているが、改善につながる自己評価は十分行われていないのが多数で、さらに、根拠に乏しい報告書や自己弁明調の報告書も少なくありませんでした。第三者評価の導入に際し、このような問題を改善するため、第三者組織である評価機関は、評価者を含む第三者が納得できる根拠資料・データを示しながら自己点検・評価ならびに第三者評価を行うこと（エビデンス（根拠）に基づく評価）を徹底させています。

これを受け、各大学が試行錯誤しながらそれぞれの大学の文化・特性に沿う形で評価活動を展開させており、対外的には評価文化が根付きつつあるといわれることもあります。一方、現場レベルでは、「評価疲れ」の言葉に代表される、評価作業に係る負担の大きさ等の問題、評価自体が目的化しているという課題が指摘されています。このため、大学内には、大学評価制度あるいは大学評価に係る業務に対して否定的な意見を持つ人もいます。大学評価に関わる者は、大学評価の目的を忘れることなく、これらの課題の改善について考えることも大切です。

1. 2. 評価担当者とは

大学評価の実施に当たり、大学内で自己点検・評価業務（以下、簡単に「評価業務」といいます。）の統括や実際の自己評価書の執筆を主となって担当する教職員を本解説では「評価担当者」と呼びます。また、大学評価において、大学が提出した自己評価書を分析し、訪問調査等を行って評価する者を本解説では「評価者」と呼びます。

自己点検・評価活動（以下、簡単に「評価活動」といいます）は、全学単位ならびに学部等の組織単位で「自己点検・評価委員会」等の委員会組織を中心とする体制で行う大学が多いです。全学単位の委員会組織では、副学長等の役職者（「評価担当」の肩書きを持つことも多いです）が委員長となり、各学部等の代表者が委員になるのが一般的です。また、大学評価に係る事務を担当する「評価係」等の事務組織を総務企画系の部課に置き、担当職員を配置することが多いです。ただし、大学により、その職位や専任・兼任の違いがあります。これらに加えて、評価活動の中核機能あるいは支援機能を担う「評価室」等を設置する大学もあります。室等のミッションに応じて、例えば、副学長全員を室員にする、専任教員を置く、教員・職員が室員であるなど、大学によって構成員の状況は様々です。

これら組織の連携の良否は、自己点検・評価の良否に直結するため、評価担当者は常に気を配らなければいけません。

1. 3. 評価業務に当たって意識すべき事項

評価担当者が評価業務に当たって意識しておくべき事項を以下に述べます。これらは評価業務を円滑に進め、実のある評価活動を実現するために必要不可欠な事項です。

(1) 支援的であること

「評価」という言葉から「査定」というイメージでとらえられがちですが、1. 1. で述べたように、「評価」には説明責任と改善の2つの目的があります。したがって、「査定」ではなく、質の維持・向上のための手がかりを提供することが重要です。このことから、評価担当者は、大学の諸活動の改善を支援する者であるという意識を忘れてはいけません。同時に、「改善のための評価」という考え方を学内構成員に浸透させていくことも大切です。

(2) 非排除・双方向的であること

評価業務は、評価担当者が単独で行うことはできず、関係部局の教職員等との連携・協力があって初めて成立します。そこで、関係部局の教職員等をなるべく多く巻き込みながら評価の目的を共有し、密なコミュニケーションを通じて教育研究等の状況を把握するなど、信頼関係を構築することが重要です。

(3) 明示的であること

改善を志向するためには、思い込みに基づく判断、美辞麗句を並べた作文、自虐的な思考ではなく、根拠に基づいて客観的な事実を示し、誠実に自己点検・評価を行うことが重要です。その際、現状を把握し共有するために、多様なデータに基づいて活動の根拠を明示することが必要です。

1. 4. 実際の取組を点検・評価するための考え方

大学評価における主要な評価対象は、大学が設定した中期的な目標・計画や教育プログラム等の実施状況ならびに達成状況です。大学（実質的には評価担当者）は実際に行われた取組あるいは行っている取組とその自己評価を記載した自己評価書を作成し、評価者はこれを基に大学が行った自己評価の妥当性を評価します。したがって、大学には、第三者からの評価に耐えうる自己評価書の作成、ひいては自己点検・評価の実施が求められます。

これを実現するために、評価担当者は、実際の取組をどのような考え方で自己点検・評価すべきか、また、評価者がどのように評価するのか理解しておくことが重要です。以下では、その基本的な考え方を説明します。

○「目的・目標－計画－実行－評価－改善」という一連の流れを踏まえ、点検・評価項目を明確にする。

大学運営において、大学は、自らの目的・目標を実現・達成するために、計画を立て(Plan)、計画を実行し(Do)、計画の実施状況や成果を評価し(Check)、この結果に基づいて次の行動計画あるいは改善計画を立てる(Action)、という「PDCA サイクル」を回転させることの有効性がしばしば指摘されています。図 2 は「目的・目標－計画－実行－評価－改

善」の構造を示したものです。しかしながら、PDCAサイクルのうち、「P」と「D」にとどまる大学が多いこともしばしば指摘されており、「C」と「A」の実質化が課題になっています。

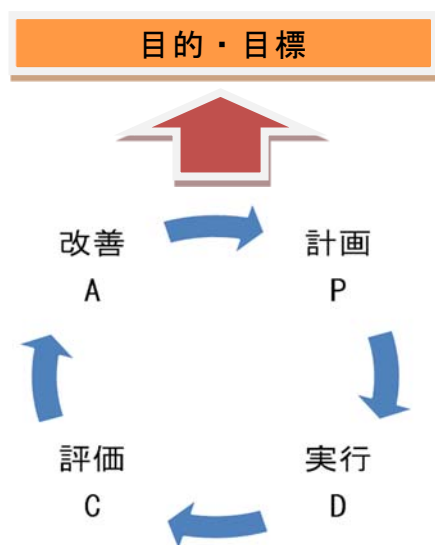


図2 「目的・目標—計画—実行—評価—改善」の構造

（出典：筆者作成）

大学評価に話を限定すると、中期的な計画及び年度計画のように細分化された計画の立案や教育プログラム等の設定が Plan に当たると考えるならば、それらの自己点検・評価は Check の段階です。

計画やプログラムの自己点検・評価に当たって、指標（評価指標）を設定するなど、その実施状況や成果を確認できる点検・評価項目を明確にする必要があります。点検・評価項目の明確化は、自己点検・評価を行うべき事項を定め、計画やプログラムは適切に実施されたか、改善を要する点はどこかなどの自己評価へとつながります。そして、これが PDCA サイクルの次の段階である Action の動機になります。

点検・評価項目を誰が設定するかについては、大学（執行部）の考え次第です。例えば、①点検・評価項目を設定しながら計画をブラッシュアップする目的で計画立案者が行う、②自律的な PDCA サイクルを回転させる目的で個々の計画や教育プログラムを担当する組織または総括する組織が行う、③評価業務の一環であるという趣旨で評価担当者が行う、④これらの融合型で行う、などが考えられます。いずれの場合であっても、自己点検・評価を円滑に進めるために、評価担当者は点検・評価項目を理解する（場合によっては見直す）必要があります。さらに計画やプログラムの担当組織との間で点検・評価項目を共有しておくことも大切です。

具体的な点検・評価項目は、目標・計画に基づく評価（例えば、国立大学法人評価）を念頭に置く場合、究極的には「計画に記載した内容を実施したか」や「目標の達成にどれだけ近づいたか」などが考えられますが、その内容が抽象的であれば、点検・評価を行いやすくするため、具体的な内容にブレイクダウンする必要があります。認証評価を念頭に置く場合、認証評価における質問（認証評価機関ごとに観点、視点、留意点等と呼んでい

るもの)を点検・評価項目に転用する(必要に応じてブレイクダウンする)のも一案です。また、評価担当者の立場で点検・評価項目を見る際に、目標・計画や質問の文言だけにとられるのではなく、収集すべき根拠資料・データについて考慮することも大切です。

○ 目的・目標に対し、取組の現状を多面的に把握し点検・評価する。

図3は目的・目標とインプット、プロセス、アウトプット、アウトカムの関係を示したものです。

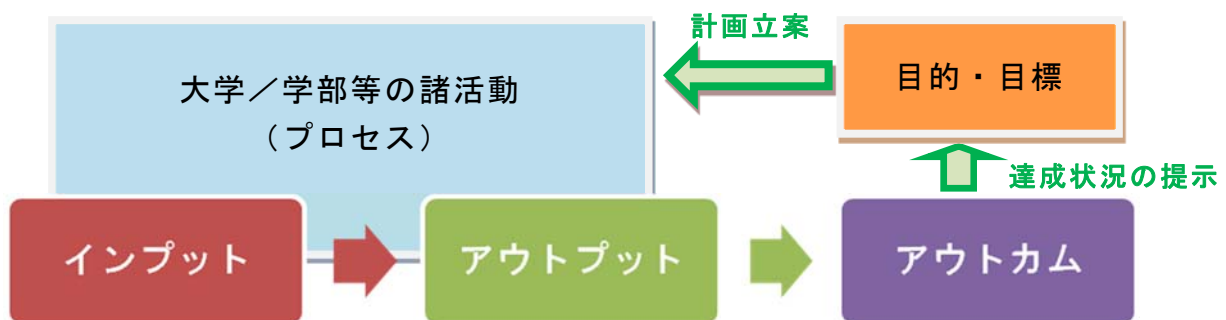


図3 目的・目標とインプット、プロセス、アウトプット、アウトカムの関係
(出典：筆者作成)

大きな流れとして、大学は、目的・目標を達成するために、①計画を立案し、②その計画に基づく諸活動を行い、③その実施状況や成果の自己点検・評価を通じて目的・目標の達成状況を提示します。このなかの諸活動の実施(②)に関して、必要とされる組織編成及び人的・物的資源等の投入(「インプット」と呼ばれます)があり、その投入を受けた一連の活動や取組(「プロセス」と呼ばれます)が行われ、その規模や頻度等により表現される活動結果(「アウトプット」と呼ばれる)が得られる、という流れがあります。さらに、活動による変化や影響が成果(「アウトカム」と呼ばれます)であり、上述のとおり、これが目的・目標の達成状況として提示されます。ここで、アウトプットとアウトカムは、ともに活動の結果であると混同されがちですが、アウトプットはインプットやプロセスによって直接もたらされる結果、アウトカムは活動の結果として起こる変化や影響、相違です。教育を例にとれば、ある学年の学生の TOEIC®テストの平均点はアウトプットであるのに対し、ある学年の学生の1年次と4年次の TOEIC®テストの平均点の差(上昇状況)等はアウトカムになります。研究を例にとれば、学会発表数や論文発表数はアウトプットであるのに対し、研究結果の影響力を示す論文被引用数や招待講演数等はアウトカムになります。

一般的に、目的・目標の達成に向けて立案する計画は、インプット型計画、プロセス型計画、アウトプット型計画、アウトカム型計画、これらが組み合わされた計画のいずれかに分類できます。言い換えれば、ある活動について、インプット、プロセス、アウトプット、アウトカムのどれに力点を置くかによって、計画の書きぶりは変わってきます。

しかし、大学評価では、目的・目標の達成状況が評価されることから、どのタイプの計画であっても、《インプット→プロセス→アウトプット》の一連の流れが明確になっている必要があります。さらに、実施結果が目的・目標の実現につながっているか、つまり、

目的・目標の達成状況を示す結果（成果）である《アウトカム》を示すことも求められます。例えば、インプット型計画について、十分な資源の投入がなされたという実績だけでは、その計画が実施されたという評価（判断）はできますが、それが本当に活かされ、何がもたらされたか分からないので、目的・目標の達成状況の評価はできません。

したがって、取組の現状を把握し点検する際に、インプット、プロセス、アウトプット、アウトカムに着目しながら実施状況、活動の結果や成果等の実績を確認し、何が達成できていて何が達成できていないのか、達成できていない場合、何が十分でなかったのか点検・評価することが重要です。これは、評価担当者が計画の実施状況を把握し点検・評価するためだけでなく、評価者が計画の実施状況や成果を適切に評価するための手掛かりにもなるからです。

1. 5. 内部質保証とは

大学評価をめぐる最近の動向として、大学における「内部質保証システム」の構築があり、各大学には、戦略計画や教育プログラムの目標を設定し、これを達成するために自己点検・評価を活かして改革・改善を継続的に行う仕組みの構築が求められています。現在、認証評価においても、内部質保証システムが構築され機能しているかが評価されており、今後一層重視されることになっています（詳しくは2. 5. で説明します）。各認証評価機関及び「教育の内部質保証に関するガイドライン」では、「内部質保証」を表3のように定義しています。

表3 各認証評価機関等における「内部質保証」の定義

大学改革支援・学位授与機構 日本高等教育評価機構	大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。
大学基準協会	PDCA サイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと。
「教育の内部質保証に関するガイドライン」	大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと。

（出典：大学改革支援・学位授与機構（2017）、大学基準協会（2017）、日本高等教育評価機構（2017a）、大学改革支援・学位授与機構質保証システムの現状と将来像に関する研究会（2017）を基に筆者作成）

これらの定義を基に内部質保証のポイントをまとめるならば、①大学は自律性のある組織として、「大学が自らの責任で行う」こと、②認証評価対応のものではなく、「恒常的・継続的に行う」こと、③改善志向を持った PDCA サイクルの確立を念頭に、「自己点検・

評価の結果を基に質の向上を図る」こと、④社会からの信頼を得るために、「大学の諸活動の質を自ら保証する」こと、になるでしょう。

内部質保証システムを機能させるには、認証評価という外圧によるだけでなく、質を向上させるための目標・計画を大学等が独自に策定し、その達成状況を点検・評価の上、改善に結び付けることが有効であると多くの教職員が認識することが重要です。

2. 認証評価の概要

2. 1. 認証評価とは

認証評価とは、各大学が教育研究活動等の質を保証し、質の改善・向上に資するために、定期的な評価を受け、その結果を社会に向けて明らかにすることを目的として、学校教育法第 109 条の規定（表 4）に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価を受ける制度です。「認証評価」の語感から、「評価機関が大学を認証（適格認定）する」という意味でとらえられがちですが、法的にはそのような意味ではないことに注意しましょう。ただし、後述する専門分野別認証評価のうち、法科大学院認証評価のみ適格認定を行うことが法的に定められています（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 5 条）。

表 4 認証評価の法的根拠：学校教育法第 109 条の内容

第 1 項	大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営ならびに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
第 2 項	大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7 年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
第 3 項	専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに、認証評価を受けるものとする。
第 4 項	認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（認証評価機関が定める基準）に従って行うものとする。

（出典：学校教育法第 109 条を基に筆者作成）

2002 年の学校教育法改正により、2004 年度以降、各大学が評価を受けることが義務づけられているこの認証評価は、以下の 2 種類に分けられます。

（1）「機関別認証評価」（第 109 条第 2 項）

国公立の全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」）が、教育研究等の総合的な状況について、7 年以内ごとに評価を受ける。

（2）「専門分野別認証評価」（第 109 条第 3 項）

専門職大学院の教育課程、教育組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに評価を受ける。

このうち、機関別認証評価は、2018年度から3巡目に入っています。（3巡目のポイントは2.5.で述べます。）

認証評価は、上述のとおり適格認定ではありませんが、その結果は、認証評価機関を通し、文部科学大臣に報告されます。文部科学大臣は、設備、授業その他の事項において法令違反に陥っていると判断した大学に対し、必要な措置をとるよう勧告をすることができます。勧告によってもなおその改善が認められない場合、文部科学大臣は当該大学に対し、所要の変更を命ずることができます。変更命令によってもなお改善が認められない場合、文部科学大臣はその大学に対し、勧告を受けた組織の廃止を命ずることもできるようになっています。実際に、大学機関別認証評価において「不認定」と判定され、その後大学の設置法人に解散命令が出された例があります。

2. 2. 認証評価の特徴

認証評価は、各認証評価機関が定める「大学評価基準」（2.3.参照）に基づいて行われますが、機関別認証評価の特徴として以下の4点が挙げられます。

（1）教育評価が中心

大学は第一義的には教育機関であり、大学における教育活動の重要性を鑑みて、教育活動を中心に大学の総合的な状況の評価します。

（2）各大学の目的や目標を踏まえた評価

認証評価は、画一的な評価ではなく、各大学の個性や特色を十分に発揮させ、さらにそれらを伸ばさせることを目指しています。それゆえに、自己評価書に大学の目的や目標を記載させ、評価者はこれに照らして評価を行うこととしています。

（3）自己点検・評価に基づく評価

認証評価は、各大学の教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的取組を支援・促進することを意図しています。大学がこの主体的取組を進めるための出発点に自己点検・評価が位置づけられることから、認証評価では、大学の自己点検・評価の結果を分析し、その結果を踏まえた評価が行われます。

（4）大学の教職員等の有識者によるピア・レビューを中心とした評価

大学の教育研究活動等の内容や成果の全てを定量的（数量的）に表すことは不可能であり、その大部分は定性的に表されます。大学の状況を適切に評価するために、大学の教育研究活動等に関して高い識見を有する者（現職の学長、副学長、学部長やその経験者等）によるピア・レビュー（同僚評価）を中心とした評価が行われます。

2. 3. 大学機関別認証評価を行う認証評価機関及び各機関の評価基準

全ての大学が対象となる大学機関別認証評価を行う認証評価機関には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（2016年4月に大学評価・学位授与機構から名称変更）、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構の3つがあり、大学はいずれかの機関を自ら選択して認証評価を受けます。

認証評価機関が定める「大学評価基準」は、認証評価機関が行う大学評価の基準になるとともに、大学がその教育研究等の水準の維持・向上を図るための指針となるものです。各認証評価機関における大学評価基準は、表5のとおりです。

表5 各認証評価機関が定める大学評価基準（2019年度実施分）

大学改革支援・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	基準1 理念・目的	基準1 使命・目的等
領域2 内部質保証に関する基準	基準2 内部質保証	基準2 学生
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	基準3 教育研究組織	基準3 教育課程
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	基準4 教育課程・学習成果	基準4 教員・職員
領域5 学生の受入に関する基準	基準5 学生の受け入れ	基準5 経営・管理と財務
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	基準6 教員・教員組織	基準6 内部質保証
	基準7 学生支援	(注) 上記以外に、大学が個性・特色としている領域に関して独自基準を設定することができる。
	基準8 教育研究等環境	
	基準9 社会連携・社会貢献	
	基準10 大学運営・財務	

（出典：大学改革支援・学位授与機構（2018）、大学基準協会（2018）、日本高等教育評価機構（2018）を基に筆者作成）

基準の名称や区分等は認証評価機関ごとに異なりますが、内容的にはほぼ同じといえるでしょう。具体的には、「大学の理念・目的」（他の評価基準はこれに照らして評価されます。ただし、大学改革支援・学位授与機構は、「理念・目的」そのものは評価の対象外とし、自己評価書の冒頭に「大学の現況、目的及び特徴」を記載するようになっています。）、自己点検・評価を含め、教育研究活動等の改善を継続的に行うシステム等に関する「内部質保証」、学部・研究科等に関する「教育研究組織」、教員の配置やファカルティ・ディベロップメント（FD）等に関する「教員・教員組織」、入学者選抜や学生数等に関する「学生の受け入れ」、教育課程や授業方法、成績評価方法等に関する「教育内容・方法」、学生が大学の教育を通じて身に付けた「学習成果」、学生相談や生活支援等に関する「学生支援」、大学の施設・設備等に関する「教育環境」、大学経営・運営や事務組織等に関する「財務・管理運営」は共通的に見られる評価基準です。

これらの基準に連なる形で、例えば、「学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか」、「学生に対する経済面での援助を行っていること」というような具体的な質問（認証評価機関ごとに名称は異なりますが、分析項目、点検・評価項目、評価の視点、留意点等と呼んでいます）が示されています。評価担当者は、「自己評価書作成要領」（機関によって名称は異なります）をよく読み、これらの趣旨や内容を十分理解することが重要です。

自己評価書の大部分を占めるのは、これらの具体的な各質問に対する自己点検・評価の結果です。大学改革支援・学位授与機構は、2巡目の認証評価の様式とは大きく異なり、根拠資料・データへの参照のみを原則とし、それでは十分に立証できない場合や、特色ある取組や成果がある場合には、それぞれ簡潔な説明を加えることを求めています。領域6については、教育課程（学科・専攻等）ごとの分析を踏まえて教育研究上の基本組織（学部・研究科等）ごとに作成することを求めています。大学基準協会は、大学が「評価の視点」を設定した上で、根拠資料・データを参照させながら、全学的観点から取組等の現状説明とその有効性や適切性の判断を記述することを求めています。基準1、基準4、基準5、基準6では、全学的観点からの記述とあわせて、その前提となる学部・研究科等の個別的な状況を例示することを求めています。日本高等教育評価機構は、根拠資料・データを明示しつつ、事実の説明及び自己評価、改善・向上方策（将来計画）を記述することを求めています。

大学評価基準に基づく評価に当たっては、以下の2点が重視されます。これらは、認証評価の目的である「質の保証」と「質の向上」に対応していることに注意しましょう。

- ① 学校教育法や大学設置基準等の法令要件が遵守されているか。
- ② 理念・目的、教育目標を達成するために大学がどのような努力や工夫をしているか、それがどの程度達成されているか。

なお、大学改革支援・学位授与機構では、2012年度より、認証評価とは別に同機構が独自に行う第三者評価として「大学機関別選択評価」を実施しています。

選択的評価事項 A： 研究活動の状況

選択的評価事項 B： 地域貢献活動の状況

選択的評価事項 C： 教育の国際化の状況

この選択評価は、大学改革支援・学位授与機構以外の認証評価機関による大学機関別認証評価を受審している大学でも受審可能です。また、大学機関別認証評価と別の年度に受審できます。

2. 4. 大学機関別認証評価のスケジュール

各認証評価機関における機関別認証評価のスケジュール概要を表6に示します。

認証評価を受審する大学は、まず、その大学にとって最も適切と考える認証評価機関を選択し、受審前年度に認証評価の申請を行います。申請時期は認証評価機関ごとに異なり、大学改革支援・学位授与機構は9月、大学基準協会は11月、日本高等教育評価機構は7月です。また、自己評価書作成のための研修会等が、大学改革支援・学位授与機構は申請前の5～6月に、大学基準協会は申請の7か月前の4月に、日本高等教育評価機構は申請後の9月に行われます。

申請後は（実務的には大学で申請の方針が決まり次第）、自大学の選択した認証評価機関が定める評価基準に則して、大学の教育研究活動等について、根拠となる資料・データ等を用いながら自己評価を行い、自己評価書、根拠資料、大学基礎データ等（機関によって名称は異なります）を作成します。この作業は、大学によって進め方が大きく異なる

表6 各認証評価機関における機関別認証評価スケジュール(2019年度受審の場合)

	大学改革支援・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
受審前年度	5～6月 大学機関別認証評価等に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会	4月 大学評価実務説明会	
	9月末 申請	11月末 申請	7月 申請
			9月 自己評価担当者説明会
受審年度	6月末 「自己評価書」提出	4月末 「点検・評価報告書」「大学基礎データ」等の提出	6月末 「自己点検評価書」等提出
	10～12月 訪問調査	9～10月 実地調査	9～11月 実地調査
	1月末 評価結果(案)の通知 (必要な場合は意見申立)	12月 大学評価結果(委員会案)の通知 (必要な場合は意見申立)	12月 評価報告書案①の通知 (必要な場合は意見申立) 2月 評価報告書案②の通知 (必要な場合は意見申立)
	3月下旬 評価結果の確定及び公表	3月 「大学評価結果」の確定及び公表 (「保留」「不適合」で必要な場合は異議申立)	3月末 評価結果の確定及び公表
備考	○「大学評価基準を満たしていない」場合 評価実施年度の翌々年度まで 追評価(任意)	○「不適合」の場合 翌年度あるいは翌々年度 追評価(任意) ○「保留」の場合 大学評価実施年度から3年後まで 再評価	○「保留」の場合 翌年度 再評価
	評価を受けた翌年度から3年後まで 「対応状況報告書」等の提出	大学評価結果受領から3年後まで 「改善報告書」提出	「適合」の認定を受けた翌年度から3年以内 「改善報告書」提出

(出典：大学改革支援・学位授与機構(2018)、大学基準協会(2018)、日本高等教育評価機構(2018)を基に筆者作成)

ところでしょう。学部数等の規模はどれくらいか、学部等の自己点検の積み上げを基本とするのか、本部・事務局主導で進めるのか、日頃からどの程度の深さで自己点検・評価を行っているかなどを勘案して作業の分担やスケジュールを決め、なるべく手戻りや重複を避けたいところです。評価担当者は、準備期間、資料・データの収集・整理、執筆者の都合や能力（一般に自己評価書作成以外の業務もあることに注意）、提出前の学内手続きにかかる時間を考慮しながら、余裕のあるスケジュールを立て、進捗管理することが大切です。なお、どの認証評価機関でも、提出前の事前相談等を行っているので、それを利用するのも有効でしょう。

自己評価書等が完成したら、当該認証評価機関に提出します。期限は、大学基準協会は4月、大学改革支援・学位授与機構と日本高等教育評価機構は6月です。

認証評価機関は、まず、提出された書面に基づいてピア・レビューによる書面審査を行うとともに、9～12月にかけて、評価者が当該大学を訪問して、書面審査では確認できない事項について調査する実地調査（訪問調査）を行い、その大学が評価基準をどの程度満たしているかを評価し、最終的な評価結果をとりまとめます。なお、書面審査後に質問事項が実地調査の約1か月前に大学に送られ、実地調査約1週間前までに回答を送付しなくてはなりません。また、実地調査は、大学責任者、教職員、在学生、卒業・修了生等への意見聴取、授業視察や学内施設見学を含めて2日間行われ、特に意見聴取では書面審査後の質問事項に関連する質問が多くなされます。

各認証評価機関は、大学に対して、評価結果案等に対する意見申立の機会を（機関によっては複数回）設けています。認証評価の評価結果は、認証評価機関から対象大学に通知されるとともに、刊行物やウェブサイトを利用して社会にも公表されます。

なお、「保留」等と判断された大学は、認証評価機関が定めた期限内に、評価基準を満たしていないと判断された基準に限定して「再評価」あるいは「追評価」を受けることができます。また、すべての認証評価機関において、大学の改善・改革を継続的に支援することを目的に、アフターケアを通じて、「大学評価基準を満たしている」「適合」「認定」と判断された大学に対しても、評価結果に「改善を要する点」等として指摘された事項についての改善状況をまとめた「対応状況報告書」や「改善報告書」等を、当該認証評価機関が定めた期限内に提出することを求めています。

2. 5. 3 巡目の認証評価

機関別認証評価は、2018年度から3巡目に入っています。それに先立ち、中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（2016年3月18日）において、認証評価制度の改善に向けた基本的な考え方が示され、これに基づき、認証評価制度の改善のための細目省令（正式には「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」）の改正が行われました（2018年4月1日施行）。この細目省令改正では、「大学評価基準」に三つのポリシー（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー））と内部質保証（教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み）に関する内容を追加すること、内部質保証につ

いては重点的に評価を行うこと（これらについては後で説明します）、設置計画履行状況等調査における「警告」「是正意見」等への対応状況を把握すること、評価において指摘した改善が必要とされる事項については大学からの求めに応じて再度評価を行うよう努めることが主なポイントとなっています。各認証評価機関では、これらを3巡目の認証評価に反映させています。

また、上記の審議まとめで、「大学による学生の学修成果の把握・評価」について言及されていたことを踏まえ、各認証評価機関では、3巡目の認証評価において、学位授与方針に則した学生の学習成果を把握・評価し、適切な学習成果が得られているか評価を行うこととしています。各大学には、学生が「何を身に付け、何ができるようになったか」という観点を重視することや、在学生、卒業生及び就職先等への意見聴取に取り組むことを求めています。（なお、審議まとめでは「学修成果」と記載する一方、大学改革支援・学位授与機構及び大学基準協会は従来から「学習成果」の表記を用いていますが、内容的に相違が見られるわけではないので、本解説でも特に使い分けることはしません。）

○ 三つのポリシーに関する評価

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は中央教育審議会の答申等で必要性が謳われ、順次導入が進められてきたことをご存じの方も多いでしょう。3巡目の認証評価においては、どの認証評価機関も、三つのポリシーが一貫性・整合性あるものとして策定され、入学者選抜、教育の実施及び卒業の各段階における目標が具体化されているかどうか、組織的な議論を重ねた上で策定されているかどうか、実施状況の検証も踏まえて改善されているかなどの観点から評価を行うとしています。

また、ポリシー自体の評価に加えて、大学が学生の学修成果をどのように把握しているかという点について、三つのポリシー、とりわけディプロマ・ポリシーと照らして評価が行われることから、評価担当者としては、その点にも留意してポリシーが適切なものとなっているか確認しておく必要があります。

○ 内部質保証に関する評価

大学の質保証においては、各大学が自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取組を踏まえて、自主的・自律的な質保証に向けた取組（内部質保証）を行うことが基本になります。そして、各大学の自律的な改革・改善サイクルの中に内部質保証機能を位置づけることが重要です。（内部質保証の概要については1. 5. を参照。）

上で述べた細目省令改正で、内部質保証については重点的に評価を行うこととなっています。特に、大学改革支援・学位授与機構では、内部質保証の体制または手順を整備していることが確認できなかった場合に、他の基準の状況如何に関わらず「大学評価基準を満たさない」と判断することになっています。

認証評価機関ごとに詳細は異なりますが、組織体制・責任体制の整備、実施方針・手順に基づく定期的な自己点検・評価の実施、自己点検・評価の結果等を改革・改善につなげ

る仕組みの確立状況など、内部質保証に関わる取組が適切に行われ、有効に機能しているのかどうかといった観点から評価を行うことは共通しています。

内部質保証を機能させるための主な構成要素として、以下の（１）～（５）が挙げられます。これらの詳細については、『内部質保証ハンドブック』（高等教育のあり方研究会内部質保証の在り方に関する調査研究部会（2015））や「教育の内部質保証に関するガイドライン」（大学改革支援・学位授与機構質保証システムの現状と将来像に関する研究会（2017））を参照するとよいでしょう。

（１）内部質保証に関する全学の方針・責任体制

内部質保証に関する全学の方針及び手続き（規程やルール）を定めるとともに、内部質保証システムを機能させる責任を有する者や組織を明確にします。あわせて、内部質保証の責任者・責任組織と内部質保証に関わる学部等の組織との役割分担を明確にしておくことも大切です。

（２）中期的な戦略計画・実行計画、教育プログラムの設計・管理方針等の策定

国立大学法人や公立大学法人の中期目標・計画、大学が独自に設定した中長期のビジョン、戦略計画等の目標・計画を学内で共有し、その達成に向けた実行計画（年度ごとの実施計画等）を策定します。それらの目標や計画等の策定時に、実施責任者や実施体制を明確にすることも大切です。

教育プログラムについては、その目的、育成する人材像、三つのポリシー、教育課程の体系性、学修成果の測定・検証、教職員の能力開発、点検・評価等の基本的な内容を文書等で定め、プログラムを適切に実施・管理できるようにすることが重要です。

これらについては、戦略や方針の達成度の測定方法（アセスメント・ポリシー）もセットで考えることが望まれます。

（３）点検・評価・改善プロセス及びそれ自体の検証システムの確立（情報の収集・分析など IR（Institutional Research）機能の確立も含まれる）

大学あるいは学部等の組織、教育プログラムは、その目的や中長期の目標・計画に対して、活動状況や進捗・達成状況を定期的に点検・評価し、改善を継続的に実施することが求められます。また、この点検・評価が機能しているか、その結果に基づく改善が行われているか、効率的に実施されているかなどを検証することも必要です。

活動状況や進捗・達成状況の把握に関連して、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集・蓄積し、分析を行い、その結果を利用するための体制や手続きを有すること（IR機能の確立：5. 2. 参照）が求められます。

（４）学生や外部者の参画（関係者への意見聴取等）

上記の各種の内部質保証活動において、学生や外部の利害関係者（ステークホルダー）が参加することや、それらの者から意見聴取する体制や手続きを整備し、聴取した意見を諸活動の質保証・質向上に活用することが求められます。

（５）情報公開

大学は公的な教育研究機関として、利害関係者（ステークホルダー）に対し、その教育研究活動等の状況に関する情報を積極的に公開することが求められます。特に、質保証や

消費者保護の観点から、教育プログラム等に関する正確な情報、自己点検・評価や外部者による検証結果、中期目標・中期計画等の公表は重要です。

内部質保証の取組は、三つのポリシーに基づく教育の実施も含め、非常に広範な取組であることがわかつていますが、十分に機能させることは一朝一夕にはできません。評価担当者としては、次回の機関別認証評価の受審に向けて、今から関係部署と協働して、内部質保証や三つのポリシー、学修成果の把握等の取組を推進することが求められます。

参考資料・参考文献

- 江原武一 (2009)「日本における大学評価の進展」、『立命館高等教育研究』, 第 9 号, 93-108.
- 川口昭彦 (独立行政法人大学評価・学位授与機構編集) (2006)『大学評価文化の展開—分かりやすい大学評価の技法』, ぎょうせい.
- 高等教育のあり方研究会内部質保証の在り方に関する調査研究部会 (2015)『内部質保証ハンドブック』, 大学基準協会.
- 関 隆宏 (2011)「大学評価」, 岩崎保道編著『大学政策論』第 4 章, 大学教育出版, 67-88.
- 関口正司 (2004)『教育改善のための大学評価マニュアル』, 九州大学出版会.
- 大学改革支援・学位授与機構 (2016)『高等教育に関する質保証関係用語集 第 4 版』.
- 大学改革支援・学位授与機構 (2018)『大学機関別認証評価 自己評価実施要領 (平成 31 年度実施分)』,
https://www.niad.ac.jp/media/006/201806/no6_1_1_daigakujikohyouka31_01.pdf
- 大学改革支援・学位授与機構質保証システムの現状と将来像に関する研究会 (2017)「教育の内部質保証に関するガイドライン」,
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf
- 大学基準協会 (2018)『大学評価ハンドブック (2018 (平成 30) 年改訂)』,
https://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2018/handbook_all.pdf
- 大学評価・学位授与機構編著 (2007)『大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証』, ぎょうせい.
- 大学評価・学位授与機構編著 (2008)『大学評価文化の展開—評価の戦略的活用をめざして』, ぎょうせい.
- 大学評価・学位授与機構編著 (2010)『大学評価文化の定着—日本の大学教育は国際競争に勝てるか?』, ぎょうせい.
- 新野豊、藤原将人 (2010)「評価者研修について—日本の大学評価における評価者育成の動向と課題—」, 『大学評価研究』第 9 号, 91-101.
- 日本高等教育評価機構 (2018)「平成 31 年度 大学機関別認証評価 受審のてびき」, http://www.jiheer.or.jp/achievement/guide/pdf/h31_tebiki.pdf

* オンライン文献及び脚注にある URL の最終閲覧日は全て 2018 年 8 月 8 日である。

[受付：平成 30 年 7 月 9 日 受理：平成 30 年 8 月 15 日]（修正版提出日）